

2018年に公布された「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 生活困窮者の定義に関する規定が見直され、生活困窮者の定義から、経済的困窮に至る背景事情が削除された。
2. 都道府県及び市等の就労、教育、税務等の部局で生活困窮者を把握したときは、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化された。
3. 一時生活支援事業については、シェルター等を利用していた生活困窮者であって、現在は一定の住居を有するものが事業の対象から外された。
4. 就労準備支援事業と家計改善支援事業は、必須事業から任意事業に改められた。
5. 「子どもの学習・生活支援事業」が「子どもの学習支援事業」に改められ、子どもの生活習慣や育成環境の改善に向けた子どもやその保護者への助言などは、自立相談支援事業の一環として行われることになった。

家族を巡る社会学的研究に関する次の文中のA～Dに入るものがいずれも妥当なのはどれか。

19世紀末から20世紀にかけて、イギリスのヨークにおける労働者家族の貧困問題を調査研究した[A]は、研究の過程で、労働者家族の一生は[B]を基準に浮沈するものであることに気付いた。このように、人は一生の間に経済的浮沈を繰り返すという視点は、後に、家族が各段階においてたどる標準的な経緯という視点を成立させ、このような見方は[C]と呼ばれることになった。

一方、近年、家族の共通性に着目するより、おのおのの家族と個人の個別性・固有性に着目する必要性が生じてくる中で、人間の一生を[D]として捉える見方も生じている。

	A	B	C	D
1.	ブース	QOL	ライフサイクル	ライフコース
2.	ブース	貧困線	ライフコース	ライフサイクル
3.	ラウントリー	QOL	ライフコース	ライフサイクル
4.	ラウントリー	貧困線	ライフサイクル	ライフコース
5.	エンゲルス	貧困線	ライフサイクル	ライフコース

建造物侵入罪に関する次の記述ア～オのうちには判例に照らし妥当なものが二つある。それらはどれか。

- ア. 建造物侵入罪の構成要件である「侵入」とは、他人の看守する建造物等に管理権者の意思に反して立ち入ることをいう。
- イ. 管理権者があらかじめ建造物への立入りを拒否する意思を積極的に明示していない場合、当該建造物の性質や使用目的、管理状況などから見て、現に行われた立入り行為を管理権者が容認していないと合理的に判断されるときでも、建造物侵入罪は成立しない。
- ウ. 現金自動預払機 (ATM) が設置されているのみで行員が常駐しない銀行支店出張所に、ATM 利用客のキャッシュカードの暗証番号等を盗撮する目的で、客を装って侵入した場合、建造物侵入罪が成立する。
- エ. 強盗の意図を隠して「こんにちは」と挨拶し、中にいる人が「お入り」と答えたのに応じて建物に入った場合、立入りに対する承諾があるので、建造物侵入罪は成立しない。
- オ. 政治的意見を記載したビラを郵便受けに投函する目的で他人の看守する建物に侵入した場合、憲法が保障する政治的表現活動の一環として違法性が阻却され、建造物侵入罪は成立しない。

- 1. ア, ウ
- 2. ア, エ
- 3. イ, ウ
- 4. イ, オ
- 5. エ, オ